

令和元年12月2日(月)
午後4時10分～ 奈良県庁第一応接室

第18回奈良県税制調査会資料 ①

■奈良県森林環境税について

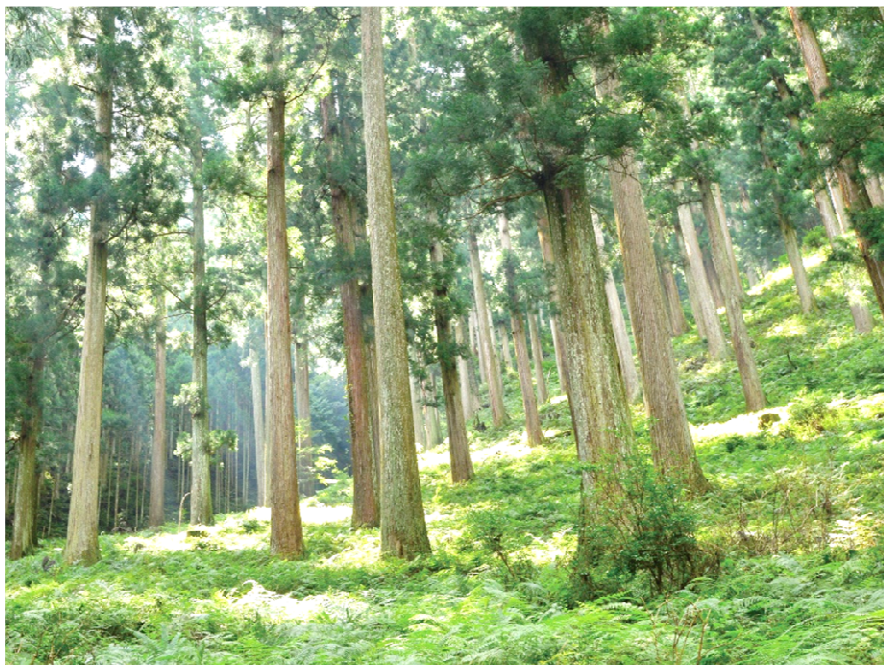


奈良県総務部税務課

奈良県森林環境税導入の経緯	2
奈良県森林環境税の実績と効果	3
奈良県森林環境税の実績と効果を踏まえた課題	4
課題へ対応するための新たな仕組の構築	5
森林環境税について(意見) 奈良県税制調査(H30.12.10)	6
新たな森林環境管理制度(概要)	7
新たな森林環境管理制度(新条例の制定)	8
奈良県森林環境税及び森林環境譲与税の活用	9
森林環境税及び森林環境譲与税導入に伴う課題	10
森林環境税及び森林環境譲与税	11
奈良県森林環境税の見直しのスケジュール	13

奈良県森林環境税の導入経緯

➤奈良県の豊かな森林を貴重な県民全体の環境資源として、将来に向けて引き継ぐため、森林環境税を導入。



手入れの行き届いた人工林



身近な里山林

奈良県森林環境税条例(抜粋)

(課税の趣旨)

第一条 県は、県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源の
かん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能
の重要性をかんがみ、**県民の理解と協力の下に、森林環境の保
全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施
策に要する経費の財源を確保**し、ひいては林業労働者の雇用の
確保等に資するため、奈良県税条例に定める県民税の均等割の
税率の特例として森林環境税を課する。

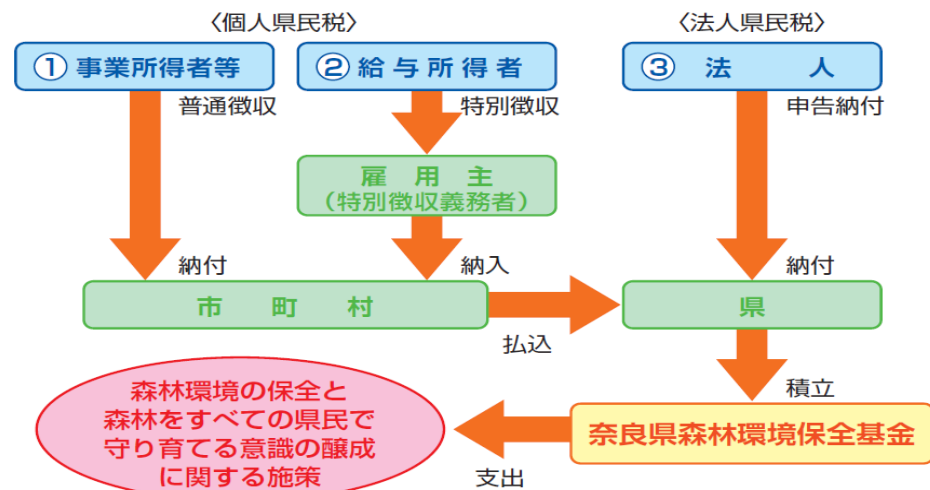
【課税のしくみ】

○課税方法…「県民税均等割」に上乗せする方法

○税 率…個人:年額500円

法人:森林環境税課税前の均等割額の5%相当額

仕組みのイメージ



奈良県森林環境税の実績と効果

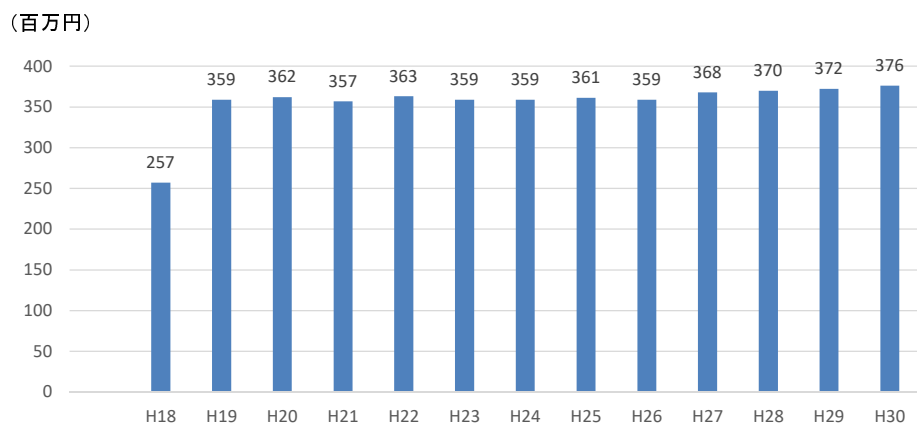
➤H18年度の奈良県森林環境税導入以来、環境保全林※における施業放置林整備(強度間伐)や森林環境教育等を実施し、森林機能の回復、県民の森林を守り育てる意識の醸成を図った。※自然環境の保全など主に環境保全機能を発揮すべき森林

施業放置林整備(間伐) 約10,300ha

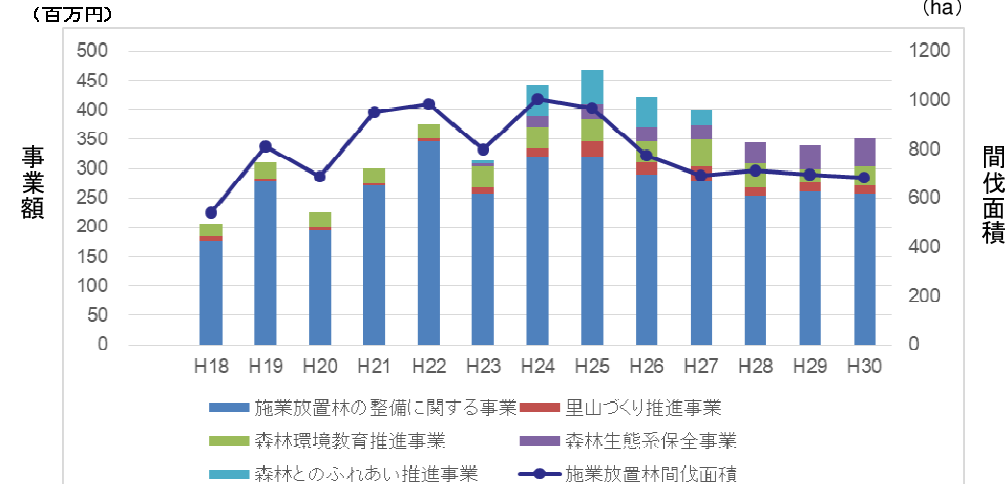
里山づくり事業 延べ約290箇所

森林体験学習参加者 延べ約29,000人

○県森林環境税収の推移(H18～H30年度)



○県森林環境税使途事業の事業額と間伐実績の推移



【使途事業を活用した事業の状況】

施業放置林整備事業



光が入らず暗い
下草が生えてこない
木の幹は細く、弱い

間伐前の人工林



間伐をすることで
林床に光が入り、
下草が生え、木の幹は
太く、強くなっていく

間伐後の人工林

森林環境教育指導者養成研修事業



H18～H30年度までに約1,600名の方が研修を受講され、県内各地で森林林業体験学習の指導をされています。

森林環境教育の小プログラムの実演

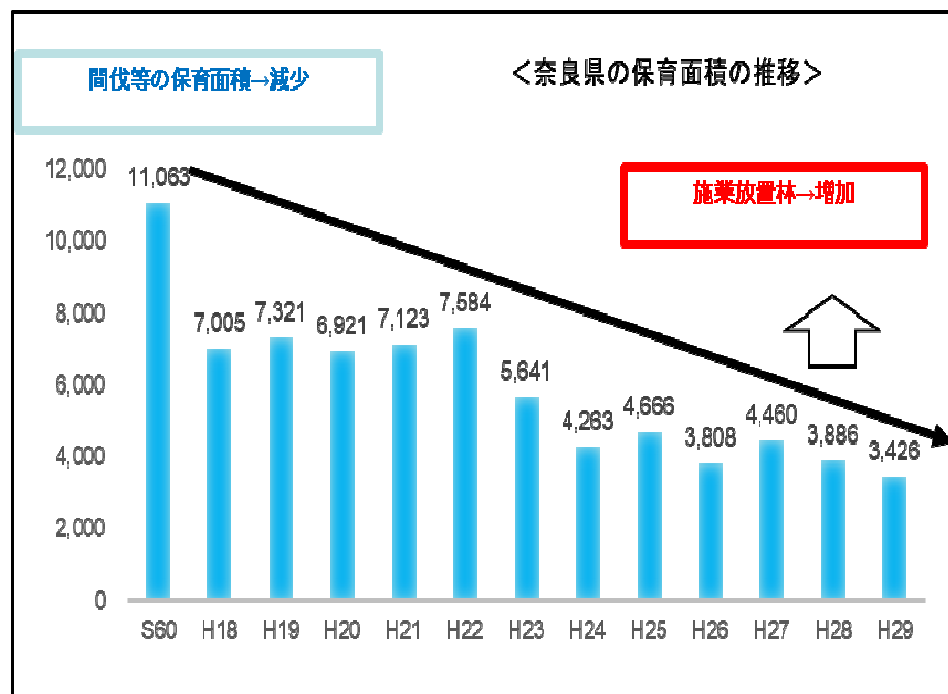
「木工の基礎と切削技術」実技研修

奈良県森林環境税の実績と効果を踏まえた課題

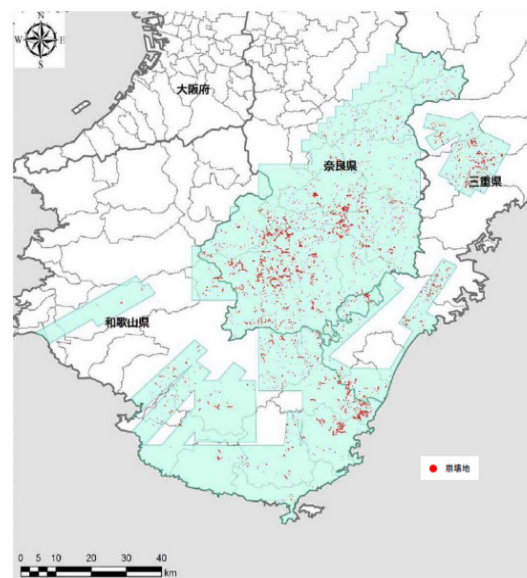
➤環境保全林において、H18年度から13年間で約10,300ha余りの施業放置林に対し強度間伐を実施(H31.3末現在)したが、未だ約23,000haが存在する。加えて「木材生産林※」においても、長引く木材価格の低迷、森林所有者の相続・不在村化、森林管理の担い手の高齢化等により、多くの施業放置状態の森林が存在し、その面積は両方を合わせて約82,000haにも及ぶ。 ※主に木材生産機能を発揮すべき森林

森林環境が悪化し、森林の防災機能が低下

森林の環境管理に必要な間伐等の保育面積が年々減少し、施業放置林が増加している。



平成23年8月30日～9月4日の記録的な豪雨



被害の状況
(H29.7.21現在)
死者 15名
(五條市8名、天川村1名、
十津川村6名)
行方不明者 9名
(五條市3名、十津川村6名)
負傷者 6名
(五條市2名、天川村1名、
十津川村3名)

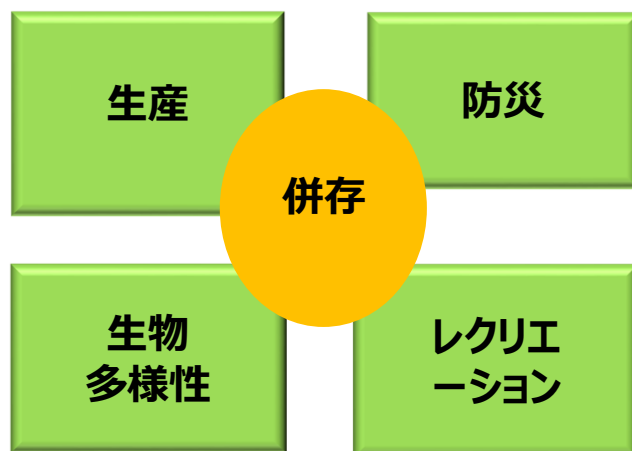


奈良県内で約1,800箇所(深層崩壊54箇所)の土砂崩壊箇所が発生。

➤環境保全林の整備に加え、木材生産林のうち施業が放置された森林の整備及び森林災害の未然防止等へ対応するため、スイスを参考とした「新たな森林環境管理制度の構築」を目指す。

スイスの森林管理とは

●森林の有する4つの機能「生産・防災・生物多様性・レクリエーション」の併存を重視



経済と環境が両立する森林

●スイスのフォレスター

- ☆スイスの森林は全て国家資格を保有するフォレスターの管理下にある
- ☆スイスのフォレスターは、州や市町村に採用される公務員であり、定年まで同じ森林を管理する
- ☆スイスのフォレスターの権限は、個別の樹木の伐採許認権のほか管理下の森林の林業経営全般をマネジメントするスイスのフォレスターは、林業教育センターで教育を受けた者が国家資格を取得する

※日本にはない「恒続林」への誘導を重視

「恒続林」とは

①さまざまな樹種からなる混交林、②材木の樹齡がさまざまな異齡林、③上中下層の樹冠と適正な林床を持つ多層林、④選択した材木だけを抜き伐る非皆伐林、⑤材木の再生に天然更新も利用する人工天然林の性格を合わせ持つ、森林本来の環境を恒続させる森林

「恒続林施業」とは

日本のほとんどの生産林の形態である①スギならスギだけの単純林、②各林木が同じ樹齡の同齡林、③下木層、林床に植生のない単層林、④一斉に伐採する皆伐林、⑤皆伐跡地に同じ樹木を植栽する同種樹木再生林（皆伐系同齡単層単純人工林）から離れようとする森林施業。

具体的には、①皆伐を禁止・抑制し、跡地に異種樹木を植栽②良質な森林部分の択伐、優勢木の間伐を重視③広葉樹と針葉樹の混交林を目指す④収穫と手入れの両方を目的にする択伐を実施し、人工更新と、自然発芽の樹木による天然更新を併用するなどの特長のある施業である。

森林環境税について（意見）奈良県税制調査会（H30.12.10）

奈良県税制調査会では、平成30年度税制改正の方向性が示されたことを受け、国における森林環境税・森林環境譲与税（仮称）の導入にあたり、奈良県森林環境税との関係についての検討課題を取りまとめ、今後の留意点及び方向性について提言（H30.3.26）を示したところである。奈良県から検討内容及び方向性について当税制調査会において報告されたことを受け、当税制調査会として意見を示すものである。

【奈良県森林環境税（第3期課税期間）のあり方について】

平成31年度から新たに森林環境譲与税（仮称）が導入されることとなるが、奈良県内の環境保全林内に依然約23,000haの施業放置林が存在することや森林環境譲与税（仮称）の市町村への譲与額が段階的に増加するよう制度設計されていること等に鑑みれば、森林環境譲与税（仮称）の導入にあわせて直ちに奈良県森林環境税を廃止した場合、一部の市町村において、譲与額のみでは奈良県森林環境税を財源として実施してきた事業を賄えない恐れがある。県としても、森林整備事業について継続的に責任を果たしていく観点から、市町村が実施する施業放置林整備（間伐）への支援を継続し、放置林整備の進捗に遅れが生じないよう、平成31年度以降も引き続き奈良県森林環境税を存続させることが適当である。

また、昨今の豪雨や台風などによる自然災害の被害状況をみると、森林の防災力の向上を図ることは、非常に重要かつ喫緊の課題であり、そのためには、放置林の間伐だけでなく、間伐木の林内からの搬出や間伐木を利用した簡易防災施設の設置など、森林における防災対策の実施が不可欠である。

これらの点を踏まえれば、奈良県森林環境税を財源として実施する放置林間伐と平成31年度から市町村に譲与される森林環境譲与税（仮称）を活用し防災対策を併せて行うことにより、一体的・効果的な森林の防災力の向上に寄与する森林整備が図れるものと思われる。これらを実現するためには、奈良県及び市町村の役割分担について、両者で十分な協議を重ねる必要がある。

一方、森林環境譲与税（仮称）の市町村分の具体的な使途事業として、里山林整備・竹林整備、木材利用の促進や普及啓発、森林環境教育などが国から例示されているが、財政需要の状況や市町村の意向を踏まえつつ、森林環境教育や獣害対策など市町村域を越えて取り組むことが有効な事業については、引き続き奈良県森林環境税を活用し、奈良県が広域的に実施する必要がある。

【奈良県森林環境税（第3期課税期間終了後）のあり方について】

現在、奈良県では、森林の多面的な機能を最大限に引き出すスイス型の森林環境管理制度を研究し、森林の「生産・生物多様性・レクリエーション」に加え「防災」機能を重視した森林づくりを推進するために「新たな森林環境管理制度」の導入を検討している。具体的には、①新たな森林環境管理制度の担い手となる人材を育成する奈良県フォレスト・アカデミー（仮称）の整備、②県・市町村連携による新たな森林管理組織の設置、③奈良県森林環境管理条例（仮称）の制定を始めとした新たな森林環境管理制度のあり方などを紀伊半島の3県で連携し、検討を進めている。

奈良県森林環境税の第3期課税期間終了後（平成33年度以降）のあり方については、超過課税としての位置付けも踏まえつつ、森林環境管理制度のもとで新たに必要となる奈良県の事業をはじめとする施策の財源として活用することを検討すべきである。その際、奈良県民の理解を十分に得る観点からも、第3期課税期間中からの森林環境管理制度の事業内容等の具体化が必要である。加えて、平成36年度から県民が新たに負担することとなる国の森林環境税（仮称）との関係、対象事業の見直しによる経費膨張の防止、森林の施業放置抑止のための実効的な取組、県の財政需要を俯瞰した使途事業の範囲の見直しなどについても必要な検討を加え、納税者たる奈良県民への説明責任を十分に果たすべく、丁寧かつ慎重な議論を行っていくべきである。